



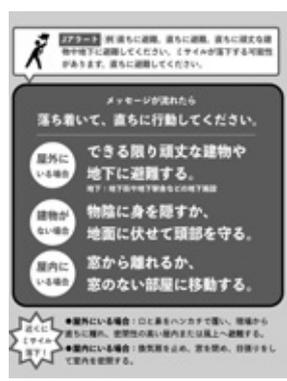
小島 智恵 議員
(政風クラブ)

問 北朝鮮ミサイル着弾に備えた啓蒙、避難訓練を
答 北海道が訓練を行う予定であり、内容や要領等を確認し参加について検討する

問 国民保護法では、第16条に市町村の実施する国民の保護のための措置が明記されている。北朝鮮の弾道ミサイル発射が相次ぎ、秋田県男鹿市では全国初の避難訓練を実施した。北朝鮮ミサイルは10分以内に日本に届き、迅速な避難が必要になる。核や化学兵器（サリン等）搭載も想定され、ミサイル着弾に備えて以下の点について伺う。

(1) ミサイル着弾（核、化学兵器）を想定した対処法の国からの通達。町民への啓蒙やJアラートの周知、避難訓練（教育現場も含む）の実施。
(2) 「特殊標章」（国民保護措置を行う団体と要員、建物、物品の保護、避難所を識別するため使用）の周知、救援活動。

町長 (1) 町ホームページにおいて、国と同様に「弾道ミサイル落下時の行動について」や「Q&A」を掲載しているほか、多くの町民が利用するコミュニケーションセンタ



弾道ミサイル落下時の行動について (内閣官房HP)

1、体育施設などの公共施設や商業施設にポスターを掲示するなど、幅広い広報を実施している。小・中学校の児童生徒に対しては、各学校長を通じ、弾道ミサイル落下時の行動について指導いただいた。広報まぐべつ7月号に、弾道ミサイル落下を想定した対処法や全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達手段についての特集記事を掲載する。避難訓練については、発射から極めて短時間で着弾するため、町民自らが直ちに頑丈な建物に避難するなど、町民一人一人が「自らの命は自らが守る」という「自助」の意識を強く持つていただくことが最も重要と捉え、広く啓蒙に努めている。

北海道が今秋にも弾道ミサイルを想定した訓練を行う予定であり、その訓練内容や要領等を確認した上で、避難訓練の参加について検討したい。

(2) 特殊標章の周知は、町ホームページへの掲載のほか、公共施設や商業施設へのポスター掲示をしている。広報まぐべつ7月号にも特殊標章の記事を掲載する。救援活動は、避難住民や被災者の生命、身体や財産を保護するために、知事と緊密に連携して行う。



「特殊標章」(オレンジ色地に青の正三角形で表示される)国民保護のための措置として使用される

再質問 他国で地下施設（シェルター）が整備されている中、わが町や十勝全域では未整備だが、今後十勝で連携して国に要請する考えは。
答 国の責任において、危険度を察

知した中で、必要に応じて国で整備いただきたい。

問 札内東工業団地の下水道未整備の経緯と整備の考えは
答 費用対効果も低い状況であり整備は難しい

問 札内東工業団地では、現在6区画（一時使用許可を除く）が残っている状況。下水道未整備のため、個別に合併浄化槽を使用している事業者もあり、洗浄等において不便を生じ、下水道整備を望む声も聞かれる。未整備の経緯と今後において下水道を整備する考えを伺う。

町長 札内東工業団地は、主に建設関係業種の作業場などの移動を見込んでいたことから、排出される汚水量が少量になると想定された。また、団地内の汚水を札内中継ポンプ場へ流入させるためには、途別川やJR根室線の横断が必要となり、多額の工事費が見込まれ、下水道整備を行わず、造成費をできるだけ抑えた低廉な価格での完売を目指した。取得した事業者においても、こうした販売条件を理解いただいた上で購入に至っているものと認識している。